

空き家所有者

不動産団体

羽曳野市

①利用申込書提出
(個人情報提供の同意)

②協力事業者選定の依頼
(空き家情報の提供)

③協力事業者の決定

④決定した協力事業者の
お知らせ (※)

⑤空き家所有者の情報
(個人情報) の提供

⑥協力事業者へ相談

⑥協力事業者による
ヒアリング・物件確認

⑦協力事業者による
利活用の提案

交渉・契約

- 提案内容が希望に沿わない場合、契約しない場合は協力事業者にその旨を伝えてください。
- 提案内容が希望に沿い、契約する場合は、空き家所有者と協力事業者の責任で契約していただくことになります。
- 必ず契約しなければならないことはありません。

※申込後、決定した協力事業者をお知らせするまでに、時間がかかることがありますのでご了承ください。

羽曳野市役所 都市開発部 建築住宅課 住宅政策推進室

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号 (本館2階)

電話: 072-958-1111 (代表) FAX: 072-958-8067

メール: kenchikujuutaku@city.habikino.lg.jp

受付時間: 平日 (月曜～金曜、祝日を除く) 9時～17時30分